令和5年度 国民健康保険税の税率について

【R5.2.2 安城市国民健康保険運営協議会】

【県単位化後の国民健康保険制度】 【国保税】 【保険給付】 愛知県 玉 負担金 納付金の決定 支払い 納付金 標準保険料率の提示 支払い 提示された標準保険料率を参考に税率を決定 病院 町 医療費請求 (保険分) 各種手続き 賦 課 被保険者

加入の手続き、保険証の発行、各種保健事業などは、今までどおり各市町村で実施

【算定における主な留意事項】

1 保険給付費の推計について 国の示した推計方法に必要な補正を行うことにより算出 過去2年間(実績値)の伸び率で推計

<県全体>

年度	保険給付費の総額	被保険者数	1人当たり保険給付費
R4	418,066,968千円	1,355,083人	308,518円
R5	410,247,870千円	1,292,775人	317,339円
比較	▲7,819,098千円 (▲1.87%)	▲62,308人 (▲4.60%)	+8,821円 (+2.86%)



公費等を加減算

年度	市町村納付金の総額	特記事項
R4(現行)	196,237,774千円	決算剰余金約84億円活用して減算
R5(本算定)	204,260,995千円	決算剰余金活用なし
比較	+8,023,221千円	

【県が示した本市の納付金(令和5年度本算定)】

(一般被保険者での算定・比較)

年度	納付金(一般分)	被保険者数	1人当たり納付金
R4	4,556,838千円	31,394人	145,150円
R5	4,774,302千円	30,370人	157,205円
比較	+217,464千円 (+4.77%)	▲1,024人 (▲3.26%)	+12,055円 (+8.31%)

【県が示した本市の標準保険料率(令和5年度本算定)】

区分	医療分	後 期 分	介 護 分	計
所得割	5.25%	2.71%	2.24%	10.2%
均等割	22,710円	11,362円	11,656円	45,728円
平等割	14,689円	7,349円	5,764円	27,802円

【税率の考え方】

- •原則、県が示す標準保険料率を採用
- •均等割と平等割は100円未満を切捨て 100円単位

【令和5年度本算定 国民健康保険税(案)】

区分	医療分	後 期 分	介 護 分	計
所得割	5.25% (+0.37%)	2.71% (+0.36%)	2.24% (▲0.14%)	10.2% (+0.59%)
均等割	22,700円	11,300円	11,600円	45,600円
	(+1,900円)	(+1,600円)	(▲500円)	(+3,000円)
平等割	14,600円	7,300 円	5,700円	27,600円
	(+900円)	(+900円)	(▲300円)	(+1,500円)

※()内は令和4年度(現行税率)との比較

【令和4年度 現行税率】

区分	医療分	後 期 分	介 護 分	計
所得割	4.88%	2.35%	2.38%	9.61%
均等割	20,800円	9,700円	12,100円	42,600円
平等割	13,700円	6,400円	6,000円	26,100円

【令和5年度本算定における 1人当たり平均課税額の比較(年額) 試算】

項目	R4税率(現行)	R5税率(案)
1人当たり課税額	93,926円	100,983円
現行との比較	±0%	十7.51% (十7,057円)

【課税額上昇の要因】

- ①1人当たり保険給付費(医療費)は、上昇し続けている。
- ②団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行しており、 拠出金となる後期高齢者支援金分が大幅に増加した。
- ③県決算剰余金の活用がなかった(できなかった)。

【納付金・標準保険料率算定スケジュール】

